

医師でない理事からの理事長の選出について

- 医療法人の理事長は、医療法第46条の3の規定により、医師又は歯科医師である理事の中から選出することとされている。
- ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師でない理事の中から選出することができることとされている。

医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第46条の3 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

- 医療法第46条の3第1項ただし書による認可は、法令の趣旨に照らし、各都道府県知事による個別の判断によりなされるものである（自治事務）。

※ 厚生労働省は、都道府県知事に対し、技術的助言を行っている。（「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日健政発第410号））

- （1） 理事長が死亡、重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際、その子女が医学部在学中か、又は卒業後、臨床研修を終えるまでの間、医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合。
- （2） 特定医療法人又は社会医療法人である場合。
- （3） 地域医療支援病院を経営する医療法人である場合。
- （4） 日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価による認定を受けている病院を経営する医療法人である場合。
- （5） その他、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないものと認められる場合。

※（5）による場合、認可の可否に関する審査は、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこととされている。